

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

**※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。**

## 3. 支給額

県立高等学校の授業料(受講料)相当額が支給されます。

課程	就学支援金支給額
全日制課程	年額118,800円
定時制課程(授業料年額制)	年額 32,400円
定時制課程(授業料単位制)	1単位あたり1,620円
通信制	1単位あたり 220円

※支給資格の確認は、年収ではなく、地方税の課税所得に6%を乗じ、調整控除の額を減した額により行います。この額の保護者等の合算額が304,200円未満の者の世帯(年収約910万円未満)の場合、上表の額が支給となり、以上の世帯は授業料を全額負担していただきます。

※単位制授業料(受講料)の場合、年間の支給上限額は30単位までです。

※授業料(受講料)と就学支援金の差額は負担していただきます。

※道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、所得に応じて課税されます。

## 2. 対象者

月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者  
※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。

○保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方(年収目安約910万円以上の方)

【算定式】

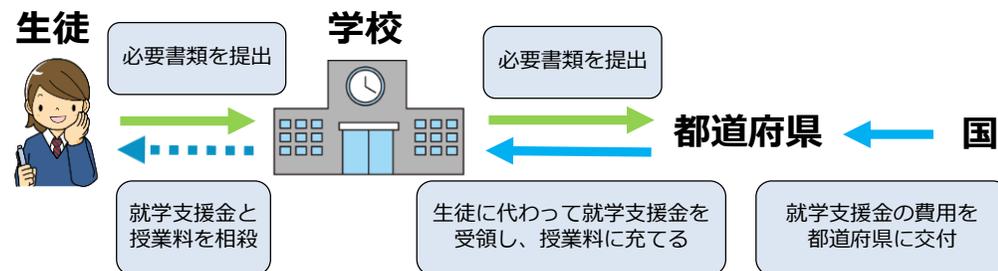
**(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額**

- 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- 高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36月を超えた者

## 4. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



## 5. 受給するために必要な手続・提出する書類

### I マイナンバーを利用する場合

※以降の収入状況届出書・課税証明書の提出は、原則不要です。  
 ※税額が取得できなかった場合は課税証明書等の提出を依頼することがあります。

※毎年家族状況等の変化に関する書類を提出していただく必要があります。

- ①申請書（進学先の高校等で配布されます）
- ②保護者（親権者2名分）のマイナンバーカードの写し（マイナンバーカードを持っていない場合には、通知カードの写し又はマイナンバーが記載された住民票の写し）

### II マイナンバーを利用しない場合

#### (1) 申請手続（入学時）

- ①申請書（上記Iと同じ）
- ②保護者（親権者2名分）の課税証明書（市役所・出張所等で取得可能）などの保護者の所得を証明する書類（地方税の課税所得及び調整控除の額が分かるもの）等

#### (2) 届出手続（毎年6月～7月頃）

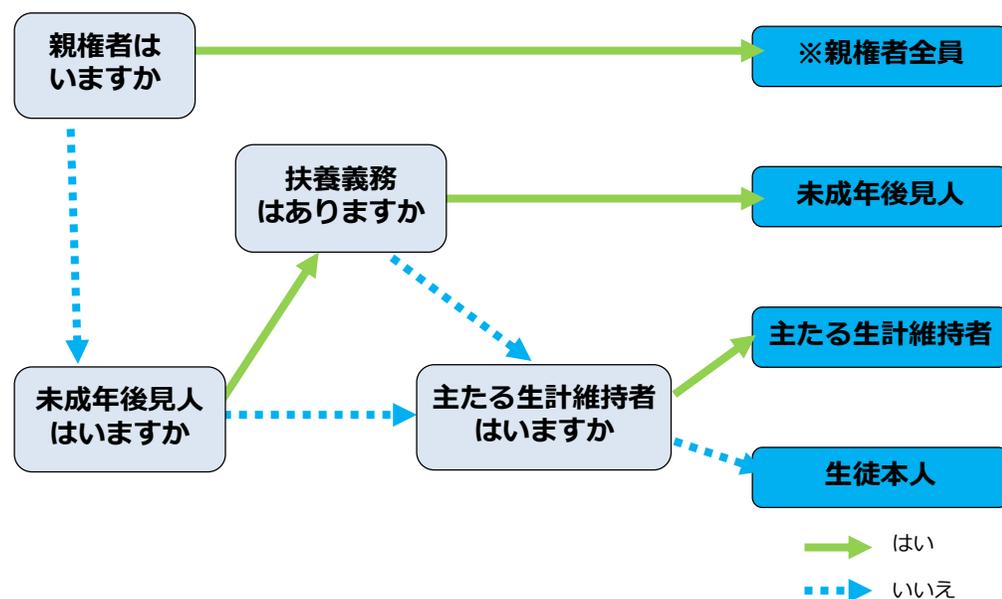
※マイナンバーを利用しない場合、継続して支給を受けるために毎年必要となります。

- ①届出書（進学先の高校等で配布されます）
  - ②上記（1）と同じ（課税証明書など）
- ※ 上記のほか、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。  
 ※ ②は原則、親権者全員（例：父母がいる場合、父と母の両方）分が必要です。  
 ※ 必要書類を学校に提出し、都道府県知事等から認定されれば支給されます。  
 ※ 虚偽の記載により、不正に就学支援金を受給した場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

	マイナンバーを利用する場合	マイナンバーを利用しない場合
第1学年次		
4月 申請書+マイナンバーカードの写し等 又は課税証明書等※1	○	○
6～7月頃 届出書+課税証明書等※2	—	○
第2学年次		
6～7月頃 届出書+課税証明書等	—	○
第3学年次		
6～7月頃 届出書+課税証明書等	—	○

- ※1 令和2年度の課税証明書等 ○：提出が必要  
 ※2 令和3年度の課税証明書等 —：提出は原則不要

## 6. 誰の個人番号又は課税証明書を提出するの？



次の場合、該当する親権者の個人番号又は課税証明書の提出は不要です。  
 ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合  
 ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等  
 詳細は、入学する高等学校にご相談下さい。

## 7. その他の支援制度

都道府県等では、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する『高校生等奨学給付金』（返済不要）等、独自の経済的支援を行っております。

お問い合わせは茅野高等学校事務室まで

【TEL】 0266-73-3175

【FAX】 0266-73-3899